

# 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和元年9月  
経済産業省製品安全課

## 1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

## 2. 改正の内容

### (1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

### (2) 改正する規格の数： 2規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	2

### (3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 13規格

### (4) 試験方法等の基準で削除する規格の数： 19規格

## 3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：9月中旬開始予定（30日間）

(2) 改正：11月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

資料2別添1

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-29(2019)	JIS C 9335-2-29:2019	<b>IEC 60335-2-29</b> 第5版(2016)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-29部:バッテリーチャージャの個別要求事項	J60335-2-29(H27)	JIS C 9335-2-29:2015
2	J60335-2-96(2019)	JIS C 9335-2-96:2019	<b>IEC 60335-2-96</b> 第1版(2002), Amd.No.1(2003), Amd.No.2(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-96部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項	J60335-2-96(H28)	JIS C 9335-2-96:2016

## 整合規格へ採用する JIS の概要

## 1 J60335-2-29(2019)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-29:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—  
第 2-29 部 : バッテリチャージャの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、リップルフリーの直流 120V 以下の出力をもち、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類するバッテリチャージャの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 直流電源装置
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-29 第 5 版 (2016) が発行されたことに伴い、適用範囲の出力電圧を「SELV 以下」から「120V 以下」に変更するとともに、安全絶縁変圧器の定義をわかりやすい表現に改める等の改正を行った。

## 2 J60335-2-96(2019)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-96:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—  
第 2-96 部 : 室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相の場合には 250V 以下、その他の場合には 480V 以下の建物の構造に組み込むことを目的とし、室内暖房のために室内に設置するシート上の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電熱シート、電熱ボード
- ・主な改正内容 : 床下電熱ボードは、シート状の可とう性電熱素子を用いる機器とすることが妥当との判断から、当該規格の適用範囲に「床下電熱ボード」が追加された。これに伴い、床下電熱ボードの定義や異常試験を追加する等の改正を行った。